

《申請前に必ずご確認ください》

提出前チェックリスト

No.	チェック	チェック項目
1	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「1 申請理由」で、1もしくは2のチェックは入っているか。
<p>【「1 申請理由」で、《1 申請子どもと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である》にチェックを入れた場合 ※No.3・4・5に該当する場合で必要書類の提出がない場合、市民税所得割合の判定ができないため、不交付決定となります。</p>		
2	<input type="checkbox"/>	補助対象確認に関するフローに基づき、市民税所得割合算額が77,101円未満であることを確認したか。
3	<input type="checkbox"/>	<p>【前年もしくは今年1月1日現在の住所が市外の場合】</p> <p>4月～8月分の申請 →前年1月1日現在の住所が市外の場合、前年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*が添付されているか。</p> <p>9月～3月分の申請 →今年1月1日現在の住所が市外の場合、今年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*が添付されているか。</p> <p>*市区町村民税課税(非課税)証明書等 市区町村民税課税(非課税)証明書、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し、市民税・県民税納税通知書の写しのいずれか1点</p> <p>*海外収入がある場合、国内外の収入を合算して決定します。海外収入がある方、海外居住等により市民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額・控除等の証明書類の提出が必要です。</p> <p>*過年度申請についてはお問い合わせください。</p>
4	<input type="checkbox"/>	<p>【母子・父子家庭である場合】</p> <p>戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の写しが添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効 ・離婚手続き中等の理由により、「戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の写し」が提出できない場合は、「離婚届受理証明書」を提出
5	<input type="checkbox"/>	<p>【保護者が離婚を前提に別居している場合】</p> <p>離婚調定中または裁判中であることを証する書類の写しが添付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類が提出できない場合、別居中とは認められず、市区町村民税所得割合を合算します。そのため、対象年度1月1日現在の住所が市外の場合は、市区町村民税課税(非課税)証明書の提出が必要となります。なお、税情報が不明の場合、補助金は不交付決定となります。
<p>「1 申請理由」で、《同一世帯内の小学校3年生以下の子ども的人数を数えた場合に、申請子どもが第3子以降である》にチェックを入れた場合</p>		
6	<input type="checkbox"/>	<p>申請子どもが第3子以降にあたるどうか。</p> <p>第1子カウント 氏名 _____ (小学校3年生以下)</p> <p>第2子カウント 氏名 _____ (小学校3年生以下)</p> <p>第3子カウント 氏名 _____ (申請子ども)</p>

《申請前に必ずご確認ください》

提出前チェックリスト

No.	チェック	チェック項目
7	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「2 申請保護者」で、現住所と異なるにチェックが入っている場合、市民税課税（又は非課税）証明書が添付されているか。
8	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「4 同居世帯員の状況」で、世帯員の記載漏れがないか。
9	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「5 祖父母の状況」で、記載漏れがないか。 ※「1 申請理由」で、《1 申請子どもと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が77,101円未満である》にチェックを入れた場合のみ
10	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、②の副食材料費の金額は領収証（副食材料費部分）の金額と同一か。
11	<input type="checkbox"/>	申請月の領収証は添付されているか。 ※1 銀行口座からの引き落としで、幼稚園からは園だより等で副食材料費部分の金額が示されている場合 → 《①金額が記載された園だより等、②対象預貯金通帳の金融機関名・支店名・預貯金種別・口座名義・口座番号が記載されたページ、③対象預貯金通帳の取引履歴ページ（申請月の副食費の支払いがわかるもの）》の3点全ての写しを、領収証の替わりとして提出してください。 ※2 集金袋にて徴収されている場合 → 《①領収印が押された集金袋、②（副食材料費の額が集金袋に記載されていない場合）副食材料費の金額がわかる資料》の2点全ての写しを、領収証の替わりとして提出してください。
12	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、③交付申請額は《②と5,100円を比較して少ない額》が正しく記載されているか。
13	<input type="checkbox"/>	交付申請書兼請求書の「6 交付申請額及び請求額等」で、振込口座は正しく記載されているか。